

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1158号

2022年（令和4年）10月13日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付の  
手続に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に  
提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2022年（令和4年）9月26日付けで諮問（第1158号）された身体障  
害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付の手続に関す  
ることに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供す  
ることに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

#### 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外に提供する必要があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

#### 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

##### (1) 諮問に至った経緯

本件については、神奈川県藤沢警察署司法警察員から、犯罪捜査のため、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づき、市内在住者の障がい者手帳の取得に関する情報について情報提供を求められたものである。

なお、刑事訴訟法第197条第2項の規定は、藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条第2項第2号の「法令等に定めがあるとき」に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、当該照会に対する個人情報の目的外提供について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会へ諮問するものである。

##### (2) 個人情報を目的外に提供することについて

###### ア 提供する個人情報

市内在住者の障がい者手帳の取得に関する以下の情報

住所  
氏名  
生年月日  
手帳情報の有無  
種別  
等級  
障がい者認定日（手帳交付日及び判定日）

- イ 目的外の提供先  
神奈川県藤沢警察署司法警察員
- ウ 目的外提供の根拠規定  
刑事訴訟法第197条第2項
- エ 目的外提供に対する実施機関の考え  
(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。

- (イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について神奈川県藤沢警察署司法警察員に問い合わせたところ、照会元において捜査を担当している藤沢警察署刑事第一課の警察官から聴取したところ、今回の照会の基になった事案は、2022年（令和4年）9月に発生した窃盗事件（スリ）とのことである。

藤沢警察署の捜査の結果、被疑者を特定し、その被疑者には障がいがあることを突き止めたとのこと。そのため、強制捜査（逮捕状の請求）を行うに当たり、被疑者に善悪の判断ができる能力があることを確認するとともに、身柄拘束時と拘束後の取扱いの留意点を予め把握し、準備したいとのことである。

以上のことから、本市が管理する情報が、被疑者の人権と安全に配慮した捜査を行うという今回の提供の趣旨を勘案した結果、当該個人情報を目的外に提供する必要性があると判断した。

- (3) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知する必要がある。しかし、本件の目的外提供は、捜査

のために行うものであり、今回照会対象となっている個人が本事案に犯人としての容疑がかけられ、本人通知をした場合には、捜査の遂行に支障を来すことを捜査機関に確認しているため、本件の照会における目的外提供においては、本人通知を省略する合理的な理由があると判断した。

(4) 実施日（予定）

2022年（令和4年）10月13日

(5) 添付書類

ア 捜査関係事項照会書（写し）

イ 回答書（案）

ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に提供する必要性について

今回の照会の具体的な必要性について神奈川県藤沢警察署司法警察員に問い合わせたところ、照会元において捜査を担当している藤沢警察署刑事第一課の警察官から聴取したところ、今回の照会の基になった事案は、2022年（令和4年）9月に発生した窃盗事件（スリ）とのことである。

藤沢警察署の捜査の結果、被疑者を特定し、その被疑者には障がいがあることを突き止めたとのこと。そのため、強制捜査（逮捕状の請求）を行うに当たり、被疑者に善悪の判断ができる能力があることを確認するとともに、身柄拘束時と拘束後の取扱いの留意点を予め把握し、準備したいとのことである。

以上のことから、本市が管理する情報が、被疑者の人権と安全に配慮した捜査を行うという今回の提供の趣旨を勘案した結果、当該個人情報を目的外に提供する必要性がある。

(2) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、実施機関が捜査機関に確認したとおり、本件の目的外提供は捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、捜査の遂行に支障を来すこととなる。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上